

1999年8月25日  
(平成11年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

藤沢市介護認定審査会運営業務等に係るコンピュータ利用について（答申）

1999年（平成11年）8月18日付けで諮問された、藤沢市介護認定審査会運営業務、介護保険資格管理業務、介護保険保険料納付記録管理業務、介護保険受給者管理業務及び介護保険給付実績管理業務（以下「本業務」という。）に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- (1) 介護保険制度は、介護を要する者が自らの選択により多様な主体から保健医療サービス又は福祉サービスを総合的に受けられる仕組みを創設するとともに、社会保険方式により給付と負担を明確にし、国民の福祉の増進を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）により定められた制度である。
- (2) 保険者である市町村が行う介護保険の被保険者は、65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）で、被保険者が保険給付を受けるためには、保険者である市町村の要支援・要介護認定を受けることが必要となり、認定の区分により決定された給付限度額の範囲内において、本人の需要に適したサービスが効率的に提供される。
- (3) 藤沢市においては、第1号被保険者数約52,000人のうち要支援・要介護認定の申請者を約7,400人と見込んでおり、介護認定審査会の運営管理

に伴う業務並びに当該被保険者の資格の取得及び喪失、保険料の賦課及び徴収、要介護認定等に基づく受給者管理並びに保険給付の各種業務を行うに当たり、多量のデータを正確かつ効率的に処理して管理するとともに、市民サービスの向上を図るために、コンピュータの利用が不可欠である。

- (4) 本システムは、保健福祉総合システムの一部として位置付け、「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」を遵守するとともに、日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図るため、「藤沢市介護保険システム個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

#### (1) コンピュータ利用の必要性

本業務は、藤沢市が介護保険の保険者として、要介護認定審査会の運営管理、被保険者の資格の取得及び喪失、保険料の賦課及び徴収、要介護認定等に基づく受給者管理及び保険給付等を行うに当たり、多量なデータを正確かつ効率的に処理し、管理することは、本業務において不可欠であり、コンピュータ利用の必要性は認められる。

#### (2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

##### ア 藤沢市介護認定審査会運営業務

氏名、性別、生年月日、住所・電話番号、職業、金融機関等の口座情報

##### イ 介護保険資格管理業務

被保険者番号、氏名、性別、生年月日、住所・電話番号、続柄、世帯構成、住民異動状況、資格取得情報、資格喪失情報、被保険者証等発行情報、各種事務手続年月日

##### ウ 介護保険保険料納付記録管理業務

被保険者番号、氏名、性別、生年月日、住所・電話番号、世帯構成、住民異動状況、資格取得情報、資格喪失情報、各種事務手続年月日、老齢基礎年金等受給情報、所得・課税状況、生活保護受給情報、老齢福祉年金受給情報、金融機関等の口座情報、保険料賦課状況、保険料納付・収納状況、滞納処分情報

##### エ 介護保険受給者管理業務

被保険者番号、氏名、性別、生年月日、住所・電話番号、資格取得情報、資格喪失情報、各種事務手続年月日、保険料納付・収納状況、滞納処分情報、

日常生活動作・基本動作、心身の状況、特別な医療・介護、行動、痴呆度・寝たきり度、健康状態、家庭状況、要介護度、認定有効期間、審査会意見  
オ 介護保険給付実績管理業務

被保険者番号、氏名、性別、生年月日、住所・電話番号、資格取得情報、資格喪失情報、各種事務手続年月日、所得・課税状況、金融機関等の口座情報、保険料納付・収納状況、滞納処分情報、健康状態、居宅介護サービス計画情報、サービス受給情報、給付限度額、給付情報

(3) 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムについては、保健福祉総合システムの一部に位置付けられ、保健福祉総合システム用ホストコンピュータと専用回線で接続するので、他のファイルとの結合はなく、個人情報の加工処理はされないと考えられる。

(4) 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」を遵守するとともに、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「藤沢市介護保険システム個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上